

(論点整理 1) 特定行為を法的に位置づけることについて

	特定行為を法的に位置づける場合	特定行為を法的に位置づけない場合 (現行のままの場合)
特定行為の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定行為として、「診療の補助」の範囲が、高度な医行為も含めて一定程度明確になる。</li> <li>○ 特定行為の範囲を見直す際には広く全国の実態等を踏まえて検討する必要があるため、一定の手続、時間が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定行為を、例えば通知で示す場合、全ての看護師の平均的な能力を勘案して検討することになり、明確化される診療の補助の範囲は限定的となる。この場合、比較的高度な医行為が診療の補助の範囲に当たるかどうかは、現行どおり、個別具体的に判断することになる。</li> </ul>
特定行為の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定行為の実施に当たっての条件（教育の付加、安全管理体制の強化等）を法的に位置づけることができ、医療安全が確保される。</li> <li>○ 法令上教育を付加されない看護師については、特定行為の実施に当たって医師の指示や安全管理体制に関して新たな規制が必要となる。</li> <li>○ 診療の補助の範囲が明確になることにより、実施に当たっての条件を満たした看護師が、安心してその能力を発揮することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定行為として想定される医行為の実施に当たっての条件（教育の付加、安全管理体制の強化等）が、法的に位置づけられず、安全管理体制を現場の判断に委ねることになる。</li> <li>○ 医師が個別の看護師の能力に応じて指示を出すこと、病院内で研修を行う等、既に病院等で実施されている安全管理体制で対応することができる。新たに特定行為として想定される医行為を行う際にも、医療現場の実態に合わせた安全管理体制を柔軟に取ることができる。</li> </ul>

**論点整理 2**

特定行為を法的に位置づけた場合、特定行為を実施するための医療安全の確保等について

**(論点整理 2) 特定行為を法的に位置づけた場合、特定行為を実施するための医療安全の確保等について**

	<p align="center"><b>看護師の能力を厚生労働大臣が認証する場合 (教育内容や試験にも関与)</b></p> <p>※ 認証を受けていない看護師が特定行為を実施する場合は<u>医師の具体的指示</u>と<u>安全管理体制</u>を必要とする。(骨子案)</p>	<p align="center"><b>看護師の能力を厚生労働大臣が認証しない場合 (教育内容や試験にも関与せず)</b></p> <p>※ 看護師が特定行為を行う場合は、何らかの<u>安全管理体制</u>を必要とする。</p>
<p><b>教育</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的に教育内容を担保することで、能力認証を受ける看護師の質が一定に保たれる。</li> <li>○ 実施可能な業務と教育内容を一貫して検討するため、医療現場で求められる特定行為に応じた教育内容が担保される。</li> <li>○ 教育内容の変更に法令改正が必要なため、一定の手続、時間が必要。</li> <li>○ 公的に教育内容を担保し、能力認証を行うことで、医療現場又は職能団体で独自に取り組んでいる教育・研修の負担が軽減する。</li> <li>○ 公的に能力認証を受けていることを「見える化」することにより、医師や他職種、患者にとっても特定行為を実施する能力のある看護師であることが分かる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師の教育及び能力の認証については、各施設、職能団体、学会等により独自の取組みが行える一方、その質の水準に差が生じる可能性がある。</li> <li>○ 教育の内容を制度的に担保できないため、現場で求められている特定行為を実施するための教育が行われない可能性がある。</li> <li>○ 既に病院内で実施されている教育・研修課程等を活用して幅広く柔軟に教育を付与することができる</li> </ul>
<p><b>医師の指示</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定行為を実施するために必要な教育を受けた看護師が、医師の包括的指示の下に特定行為を実施し、また、一般の看護師が特定行為を実施する際も、医師の具体的指示の下に特定行為を実施、医療安全が確保される。</li> <li>○ 認証の有無に応じて指示の内容を変更する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師が特定行為を実施する際に、医師の指示について何らかの条件付けが必要となり、現在よりも規制強化になる可能性がある。</li> <li>○ 医師が個別の看護師の能力に応じて柔軟に指示を出すことができる。</li> </ul>

<b>医師・看護師 の責任</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師・看護師の責任は、個別具体的に判断されるが、一般的には次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的に看護師の能力を認証することにより、看護師の能力を確認することに関する医師の責任が軽減する。</li> <li>・ 包括的指示により看護師が特定行為を実施することとなるため、看護師の判断する内容が広がる分、看護師の責任が重くなる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的な認証ではないため、医師が看護師の能力を確認することについては、現行と同様に医師の裁量に委ねられる。</li> <li>○ 看護師の責任は現行と同様。</li> </ul>
<b>病院等の 安全管理体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 能力認証を受けていない看護師が特定行為を実施する際に、病院等内の安全管理体制を確保することを規定することにより、医療安全が確保される。</li> <li>○ 能力認証を受けていない看護師が特定行為を実施する際に、医師の指示や安全管理体制に規制がかかることにより、業務範囲が限定される可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師が特定行為を行う際に、病院等の安全管理体制の確保について何らかの条件を求めるため、現在より規制強化になる可能性がある。</li> </ul>